

## 就学援助費申請のお知らせ

就学援助制度とは、経済的に就学が困難なご家庭に、学校生活に必要な費用の一部を江戸川区が援助する制度です。就学援助は保護者の申請に基づき、世帯全体の前年所得額を基準とします。ご希望の方は、この「お知らせ」をよくお読みのうえ、お申し込みください。

《※希望しない方も調査書は必ず提出してください》

## 1 援助を受けることができる方

江戸川区に住んでいて、江戸川区立または国公立の小・中学校、不登校特例校に通学しているお子様がいるご家庭で、下記(1)から(3)に該当するご家庭が対象となります。(江戸川区以外にお住まいの方は、住所地の教育委員会へご相談ください。)

(1)生活保護を受けている方

(2)前年度又は本年度において生活保護の停止又は廃止を受けた方

(3)生活保護は受けていないが、それに準じる程度に困窮している状態にあると江戸川区教育委員会が認めた方

～☞裏面の所得の目安をご覧ください。～

## 2 手続き (お子様一人につき1枚提出してください)

希望しない方…希望調査書の「1 希望しません。」に○をして、学校に提出してください。

希望する方…希望調査書の「2 希望します。」に○をして、「就学援助費受給申請書・口座振込依頼書(兼認定台帳)」に必要事項を記入して学校に提出してください。

～☞裏面の記入例をご確認ください。～

※就学援助費振込口座について

振込口座を記入した方または印字されている振込口座を変更をした方は、通帳の金融機関名・店名・口座番号・名義人氏名(カタカナ)の記載されているページをコピーして、申請書の裏面にのり付けしてください。

ゆうちょ銀行は記号・番号ではなく、振込用の店名(3けたの漢数字)・口座番号(7けた)が必要です。

ゆうちょ銀行・郵便局の窓口で、振込用の店名・口座番号を通帳に印字してもらってください。

## 3 希望調査書の提出期限・・・令和6年4月30日(火)

令和6年度の就学援助費受給申請書は、令和6年4月から令和7年3月14日(金)まで受け付けています。

提出期限を過ぎてからの申請の場合、提出があった月からの審査となります。認定された場合は認定日以降の支給となります。

## 4 内容審査

教育委員会では、「就学援助費受給申請書」により、認定審査に必要な範囲で住民登録や課税、生活保護などの個人(世帯)情報を閲覧し、審査のうえ認定を決定します。そのため、住民税の申告が済んでいない場合や、必要書類が添付されていない場合は審査をすることができません。税の申告は収入の有無にかかわらず、区役所課税課あるいは税務署で行ってください。

(1) 令和6年1月1日現在、江戸川区に住民登録がある場合

審査に税務情報が必要となりますので、世帯全員(被扶養者を除く)の住民税の申告を行ってください。

(2) 令和6年1月2日以降に江戸川区へ転入された場合

令和6年4月1日時点で、16歳以上の方全員分の「住民税課税証明書・非課税証明書」の提出が必要です。(令和5年分の所得金額、扶養情報等が記載されているものが必要です。自治体により名称が異なる場合があります。)

(3) 江戸川区以外に住民登録をしているご家族がいる場合

令和6年4月1日時点で、16歳以上の方全員分の「住民税課税証明書・非課税証明書」の提出が必要です。(令和5年分の所得金額、扶養情報等が記載されているものが必要です。自治体により名称が異なる場合があります。)

また、「住所・氏名・生年月日のわかる書類」(住民票の写し、保険証のコピーなど)を申請書に添付してください。

## 5 認定結果

7月上旬にご自宅へ郵送します。ただし、提出期限を過ぎてからの申請については、**9月以降**に郵送します。

## 6 援助の内容

① 学用品・通学用品費	2 校外活動費	③ 新入学児童生徒学用品費
4 修学旅行費	5 林間学校費	6 音楽鑑賞教室費
7 セカンドスクール費(小学校のみ)		8 ウィンタースクール費(小学校のみ)
9 スケート教室費(小学校のみ)		10 卒業記念アルバム費
⑪ クラブ活動費(中学校のみ=ボール等部員全員が共通に使用・負担するものに限る)		
⑫ 医療費(学校保健安全法に基づくもの=虫歯・中耳炎などの学校病のみ)		
⑬ 通学費(特別支援学級通級者・日本語学級通級者のみ)	⑭ 学校給食費	

▶ 認定結果が出る前に行う行事などの費用は、認定後支給します。

▶ 新入学児童生徒学用品費は、2月1日時点で準要保護に認定されている世帯に、入学前の3月中旬に支給を行っています。

ただし、入学前の3月に新入学児童生徒学用品費の支給を受けていない場合、入学後の4月に就学援助費受給申請をして、準要保護に認定された場合には支給の対象となります。

▶ ○囲みの番号について、生活保護を受けている方は、福祉事務所から支給されます。

▶ 就学援助費は、認定された場合でも教材費・積立金等の学校への納付が免除されるわけではありません。学校納付金については、学校の指示に従ってください。

〈記入例〉 ※年度当初の申請書は、あらかじめお子さまの学校名・学年・氏名・生年月日・年齢が印字されています。

児童生徒名	江戸川区立 ○○○ 学校 1年 組 番	氏名	江戸川 一郎
フリガナ	エドガワ タロウ	保護者名	江戸川 一郎
氏名	江戸川 太郎		

令和6年度 江戸川区教育委員会 学務課 学事係

必ず記入してください。

就学援助費希望調査書

1か2どちらかを○で囲んでください。

就学援助費の受給を (1か2どちらかを○で囲んでください。)	1 希望しません。	2 希望します。
-----------------------------------	-----------	----------

上の保護者名欄を記入し、学校にご提出ください。  
ここから下の欄は就学援助を希望する方のみ記入してください。

秘 就学援助費受給申請書・口座振込依頼書(兼認定台帳)

江戸川区長 殿

私は下記事項について承諾し、就学援助費の受給を申請します。  
・認定審査に当たっては、私及び他の世帯員の住民基本台帳・特別区民税課税台帳・生活保護受給者台帳の閲覧に同意します。  
・また、私以外の世帯員についての台帳利用は、その者の同意を得ています。  
・就学援助が認定された場合は、就学援助費(給食費を除く。)を下記名義人口座に振り込んでください。なお、この口座振込依頼書の返還請求はいたしません。  
・就学援助が認定された場合は、児童生徒が在籍又は通級する学校長を代理人と定め、認定が継続される期間、就学援助費(給食費を除く。)に関する請求・返還に関する事務及び給食費に関する請求・受領・返還・管理に関する事務を委任します。

申請日 令和6年 4月 20日

申請者(保護者) 現住所 江戸川区 中央1-4-1  
※現住所と異なる場合のみ令和6年1月1日の住所 令和6年1月2日以降、住所を異動された方のみ記入してください。

氏名 江戸川 一郎 電話 (〇〇〇〇) ××××

申請理由 該当する番号を○で囲んでください。  
1 現在生活保護を受けている。(児童扶養手当とは違います。) (開始年月日 年 月 日)  
2 前年度又は本年度において生活保護の停止又は廃止を受けた。(廃止年月日 年 月 日)  
3 生活保護は受けていないが、経済的な理由で就学援助を必要としている。

家族状況について、あてはまる番号すべてを○で囲み、同一住民票及び生計を共にしている人全員を記入してください。  
1 住民票の世帯構成と同じである。  
2 住民票の世帯構成と違う。(江戸川区内に住民登録をしているが住民票は別になっている父または母がいる等。)  
3 家族の中に江戸川区以外に住民登録をしている人がいる。(単身赴任の父母・遠隔地扶養の子) ※添付書類が必要です。詳しくは「お知らせ」の(記入例)をお読みください。  
4 家族の中に令和6年1月2日以降、江戸川区に転入した人がいる。

人員	氏名	続柄	生年月日	年齢	学年	学校名又は勤務先	備考(区外の方の住所)
1	江戸川 太郎	本人	平成30年 1月 1日	6	1	〇〇〇学校	
2	江戸川 一郎	父	×年 ×月 ×日	46		△△会社	
3	江戸川 花子	母	×年 ×月 ×日	44			
4	江戸川 春子	姉	×年 ×月 ×日	12	1	□□中学校	
5	江戸川 秋夫	兄	×年 ×月 ×日	19	2	○△大学	神戸市×××
6			年 月 日				

就学援助費振込口座 下記口座に振り込んでください。(印字されている金融機関は前年度の届出口座です。)

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号(右詰め)	口座名義人(カタカナ)
銀行 信用金庫 信用組合	支店	普通	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	エドガワ イチロウ

【注意事項】 口座は保護者名義とします。(児童生徒本人名義の口座は不可)  
口座情報が印字されていない方は、振込希望口座を記入し、裏面に通帳のコピーをのり付けしてください。  
印字されている口座を変更する場合は二本線で消し訂正印を押印し、余白に記入のうえ裏面に通帳のコピーをのり付けしてください。  
この口座振込依頼書に記入された情報は、就学援助費の口座振込以外の目的では使用しません。

記入日を書いてください。

令和6年4月1日現在の年齢を記入してください。

令和6年4月1日時点で江戸川区外に住んでいる方は、住所を記入してください。※別途必要書類がありますので、下記を参照してください。

振込口座は児童生徒本人の父または母の口座となります。

令和5年度認定者(新中学1年生を除く)の、振込口座はあらかじめ印字されています。(個人情報保護のため口座番号の下3桁を\*表示しています。)

3と4に該当する方は添付書類が必要です。

原則、住民票の世帯で審査します。  
※1 婚姻関係のある父母は、別居していても審査の対象となります。また、離婚後も同住所に居住している場合も審査の対象になりますのでご記入ください。ご事情がある場合にはご相談ください。  
※2 遠隔地扶養または単身赴任のご家族は、児童生徒本人からみて、父母・兄弟姉妹のみが対象となりますのでご記入ください。  
※3 同居している祖父母は生計が同一であれば審査の対象となります。

▶ 江戸川区以外に住民登録をしている人がいる場合は、次の書類を申請書の裏面にのり付けしてください。(3に該当)

- 令和6年度住民税課税・非課税証明書(令和6年4月1日現在、16歳以上の方全員分)
  - ※令和5年中の所得金額、扶養情報等が記載されているもの。自治体により名称が異なります。
  - ※6月中旬まで発行されませんので、発行され次第追加で提出してください。
- 住所・氏名・生年月日のわかる書類(住民票の写し、保険証のコピー等)

▶ 令和6年1月2日以降に江戸川区に転入した人がいる場合は、次の書類を申請書の裏面にのり付けしてください。(4に該当)

- 令和6年度住民税課税・非課税証明書(令和6年4月1日現在、16歳以上の方全員分)
  - ※令和5年中の所得金額、扶養情報等が記載されているもの。自治体により名称が異なります。
  - ※6月中旬まで発行されませんので、発行され次第追加で提出してください。

〈所得の目安〉

世帯構成例		令和5年分の世帯所得
2人	父または母33歳、子ども(小1)	227万円 以下
	父または母38歳、子ども(中1)	242万円 〃
3人	父35歳、母31歳、子ども(小1)	289万円 〃
	父39歳、母37歳、子ども(中1)	306万円 〃
4人	父38歳、母33歳、子ども(小3、4歳)	319万円 〃
	父42歳、母38歳、子ども(中1、小4)	350万円 〃
5人	父38歳、母32歳、子ども(小4、小2)、祖母65歳	372万円 〃
	父48歳、母45歳、子ども(高校生、中2、小4)	390万円 〃

- 上記の表は大体の目安であり、世帯構成・年齢等により変わります。世帯所得は、世帯構成員の年齢等により世帯ごとに異なりますので、お問い合わせいただいても審査前に世帯所得の計算をすることはできません。
- 上記の表の中にある「世帯所得」とは、所得のある人全員の合計金額です。
- 所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額です。
- 土地や建物の譲渡に関わる一時的な収入や都市計画道路・土地区画整理事業等に関わる一時的な収入がある場合は、お問い合わせください。
- 家族状況の急変(離婚、主たる生計者である保護者の死亡)、主たる生計者である保護者のリストラ、倒産による失業、事故・病気等の事由により年度途中で申請することも可能です。問い合わせ先までご連絡ください。

― 第三子以降における給食費の援助について ―

※江戸川区立小中学校給食費無償化事業などで給食費の補助を受けていない方が対象です。

＜実施内容＞

- (1) 対象者
  - 3人以上の学齢期(小・中学生)の子のうち、第3子以降の国公立等小・中学生(私立の「不登校特例校」を含む。)
- (2) 申請手続き
  - 就学援助費受給申請書により申請。
  - ※就学援助費受給申請書をご提出していただければ、就学援助費及び給食費の援助の審査をします。
- (3) 認定審査の所得基準
  - 通常の就学援助制度の基準額より認定基準額を緩和します。
  - (通常の就学援助制度の基準で認定にならない場合であっても、緩和した基準以下であれば給食費のみ支給の対象となります。)